

報道機関配付資料 安城市

件名 介護保険法に基づく行政処分について

令和 7 年 3 月 2 1 日

介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、「宅老所あすなろ」について下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 事業所の概要

- （１）事業者名 有限会社あすなろ
- （２）事業所名 宅老所あすなろ
- （３）事業所の所在地 愛知県安城市福釜町細池 8 9 番地 6
- （４）事業種別 地域密着型通所介護

2 処分内容 指定の取消し

3 効力発生日 令和 7 年 3 月 3 1 日

4 処分理由

（１）運営基準違反（法第 7 8 条の 1 0 第 5 号）

ア 指定申請のあった地域密着型通所介護事業所にて入浴介助がされていなかった。

イ 地域密着型通所介護計画を作成せずにサービス提供をしていた。

ウ サービス提供記録が不十分であった。

エ 従業者の日々の勤務体制を明確にしていなかった。

オ 管理者が業務の一元的管理を行っておらず、運営基準違反が存在していることを認識しながら、運営基準を遵守しなかった。

(2) 不正請求 (法第78条の10第8号)

指定申請のあった地域密着型通所介護事業所内で入浴させていないにも関わらず、入浴させているかのような記録を作成し、介護報酬を請求した。

不正請求額	利用者5名に対し計114回分	42,141円
加算金	不正請求額の40%	16,856円
【合計金額】		58,997円

(3) 虚偽答弁 (法第78条の10第10号)

管理者は、法第78条の7に基づく市町村の検査において、入浴場所について虚偽の回答を行ったり、発言を二転三転させたりするなど、監査の進行を妨げた。

5 その他 現在利用者はおりません。

問い合わせ 安城市役所 高齢福祉課

電話 (直通) 0566-71-2290



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



／ 安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中
＼